

定 款

(2022年6月22日改正)

株式会社 山陰合同銀行

株式会社 山陰合同銀行定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当銀行は株式会社山陰合同銀行と称する。

② 英文では The San-in Godo Bank, Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当銀行は次の業務を営むことを目的とする。

1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引
2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務
3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務
4. 信託業務
5. 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務
6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

(本店の所在地)

第3条 当銀行は本店を島根県松江市に置く。

(機 関)

第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当銀行の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞、松江市において発行する山陰中央新報および鳥取市において発行する日本海新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は495,021,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当銀行は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当銀行の単元株式数は100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当銀行の株主は、取締役会の定める株式取扱規程（以下「株式取扱規程」という。）に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式の取扱い)

第11条 当銀行の株主の権利行使、株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当銀行は株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成および備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(定時および臨時株主総会)

第13条 定時株主総会は毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会の議長)

第15条 株主総会の議長は取締役頭取がこれに当たる。

- ② 取締役頭取に事故あるときは取締役会の定める順序により他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第16条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

(決議の要件)

第18条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第19条 当銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- ② 当銀行の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役、役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取各1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役頭取が、取締役頭取に事

故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第25条 取締役会の招集通知は会日より5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはさらにこれを短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集)

第26条 監査等委員会の招集通知は会日より5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはさらにこれを短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役への委任)

第28条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(取締役の責任限定契約)

第31条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締

役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

第5章 計 算

(事業年度)

第32条 当銀行の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当およびその基準日)

第33条 当銀行の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ② 当銀行は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から5年を経過したときは、当銀行はその支払の義務を免れるものとする。

附 則

第1条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

- ② 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
- ③ 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。